

2) 編集委員会の審査によって返送され、再提出を求められた原稿は返送日から所定の日時までに再投稿すること。返送日から6ヶ月以上経過した場合は、新規受付として扱われる。

6 校正

初校を著者の責任において行う。原則として原文の変更追加は認めない。

7 費用

掲載料は請求しない。別冊は30部まで無料。それ以上になる場合は、実費で著者に請求する。

8 著作権

本誌に掲載された論文等の著作権は、本学会に帰属する。

9 電子化

本誌に掲載された論文、記事等の一部は、インターネット上に公開する。

10 原稿の送り先

山梨大学看護学会誌編集委員会

〒409-3898 山梨県中央市下河東 1110

山梨大学大学院医学工学総合研究部(看護学領域)内

追記

1) 英文校閲：英文論文題目、英文要旨は Native speaker による校閲をいたします。その結果、原稿の打ち直しが必要と認められた場合は著者にお願いします。また投稿以前に Native speaker の英文添削を受けている場合には投稿時に編集委員会までお申し出ください。

山梨大学看護学会誌編集委員会

委員長 飯島 純夫(地域・老人看護学講座)

委員 斎藤 慶子(看護部)

石川 みゆき(看護部)

小林 康江(臨床看護学講座)

佐藤 みつ子(人間科学・基礎看護学講座)

水野 恵理子(臨床看護学講座)

(50音順)

この規定は平成17年5月28日に下線部を追加し改訂した。